

安全データシート

SDS No.1021-58013

作成日 2006年 7月24日
改訂日 2021年 6月11日 1/8頁

1 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 車室内VOC標準混合溶液 1000µg/mL in EtOH
提供者名 : ジーエルサイエンス株式会社
住所 : 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー30F
電話番号 : 03-5323-6611
FAX番号 : 03-5323-6622
緊急連絡先 : ジーエルサイエンス(株)福島工場 品質保証課 電話 024-533-2244(代表)
製品コード : 1021-58013、1021-
整理番号(SDS No.) : 1021-58013
推奨用途 : 標準物質(日本産業規格(JIS)Q0030に定めるもの)
使用上の制限 : 試験・研究用

2 危険・有害性の要約

GHS分類 : 引火性液体 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激 : 区分2A
発がん性 : 区分1A
生殖毒性 : 区分1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(肝臓)
区分2(中枢神経系)
水生環境有害性 短期(急性) : 区分3

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

H225 引火性の高い液体および蒸気
H319 強い眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気やめまいのおそれ
H350 発がんのおそれ
H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
H372 長期にわたる、または反復ばく露により臓器の障害 (肝臓)
H373 長期にわたる、または反復ばく露により臓器の障害のおそれ (中枢神経系)
H402 水生生物に有害

注意書き

[安全対策]

P202 全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。
P210 熱、高温のもの、火花、裸火、及び着火源から遠ざけること。禁煙。
P233 容器を密閉しておくこと。
P240 容器を接地しアースをとること。
P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。
P242 火花を発生させない工具を使用すること。
P243 静電気放電に対する措置を講ずること。
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264 取り扱い後は手をよく洗うこと。
P270 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
P271 屋外または換気の良い場所でだけ使用すること。
P280 保護手袋/保護衣/保護めがね/保護面を着用すること。
P273 環境への放出を避けること。

[応急措置]	:	
P303+P361+P353	:	皮膚または髪に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水/シャワーで洗うこと。
P304+P340	:	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+P351+P338	:	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+P313	:	ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当てを受けること。
P314	:	気分が悪いときは医師の診察/手当てを受けること。
P337+P313	:	眼の刺激が続く場合：医師の診察/手当てを受けること。
P370+378	:	火災の場合：消火するために適した消火剤を使用すること。
[保管]	:	
P403+P233+P235	:	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに容器を密閉しておくこと。
P405	:	施錠して保管すること。
[廃棄]	:	
P501	:	内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託すること。

上記で記載がない危険有害性は分類できない、分類対象外または区分に該当しない。

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	:	混合物
化学名または一般名	:	車室内VOC標準混合溶液 1000µg/mL in EtOH
成分及び濃度	:	本製品はエタノールを主成分とし9種の有機化合物を混合した溶液です。

化学名(又は一般名)	濃度	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法	安衛法	
エタノール	>99%	C ₂ H ₅ OH	2-202	--	64-17-5
トルエン	0.1%	C ₆ H ₅ CH ₃	3-2 / 3-60	--	108-88-3
o-キシレン	0.1%	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	3-3 / 3-60	--	95-47-6
m-キシレン	0.1%	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	3-3 / 3-60	--	108-38-3
p-キシレン	0.1%	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	3-3 / 3-60	--	106-42-3
エチルベンゼン	0.1%	C ₂ H ₅ C ₆ H ₅	3-28	--	100-41-4
スチレン	0.1%	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	3-4	--	100-42-5
n-テトラデカン	0.1%	CH ₃ (CH ₂) ₁₂ CH ₃	2-10	--	629-59-4
フタル酸n-ブチル	0.1%	C ₆ H ₄ [COO(CH ₂) ₃ CH ₃]	3-1303	--	84-74-2
フタル酸ジエチル ヘキシル	0.1%	C ₆ H ₄ (COOC ₈ H ₁₇) ₂	3-1307	--	117-81-7

4 応急処置

吸入した場合	:	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。気分が悪い場合は医師の手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	:	石鹸と大量の水で洗い流す。刺激が直らない場合、炎症を生じた場合には医師の手当てを受けること。
眼に入った場合	:	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	:	口をすすぎ、直ちに医師の手当てを受けること。無理に吐かせないこと。
暴露した場合	:	医師に連絡すること。汚染された衣類は再使用する場合には洗濯すること。
急性症状および遅発性症状の 最も重要な徴候症状	:	蒸気吸入により、一時的な呼吸器刺激性、めまい、衰弱、疲労、悪寒や頭痛などの症状を生じる。接触により眼や皮膚の発赤、痛み、皮膚の乾燥などが生じる。誤飲により腹痛やめまいが生じる。
応急措置をする者の保護	:	救助者は適切な保護具を着用すること。

5 火災時の措置

適切な消火剤	: 水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤	: 棒状水
火災時の特有危険有害性	: 火災時に刺激性もしくは有毒なヒューム(またはガス)が発生するため、消火の際には煙を吸い込まないように適切な保護具を着用する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 極めて燃えやすく、熱、火花、火炎で容易に発火する。
特有の消火方法	: 火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置をする。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているときは、移さない。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
消火を行う者の保護	: 消火活動は風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。呼吸保護具を着用する。 消火後再び発火するおそれがある。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	: 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。風上から作業して、風下の人を退避させる。
環境に対する注意事項	: 漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。 汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。
封じ込めおよび浄化の方法 および機材	: 適切な保護具をつけて処理すること。土砂・吸着剤などに吸着させて取り除く。 密閉できる空容器に集めて適切に処分する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	: 火気厳禁。高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避ける。 屋内作業場における取扱い場所では、局所排気装置を使用する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。 作業衣、作業靴は導電性のものを用いる。
安全取扱注意事項	: 容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしない。 漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに蒸気/ミスト/粉じん/ガスを発生させない。 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用する。 取扱場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。
衛生対策	: 取扱い後は手、顔等をよく洗い、うがいをする。 指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。 休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではいない。

保管

適切な保管条件	: 保管場所で使用する電気機器は防爆構造とし、機器類はすべて接地する。 容器は直射日光を避け、冷暗所に密閉して保管する。
避けるべき保管条件	: 火花、高温、スパーク、混触危険物質との接触を避ける。
技術的対策	: 換気のよい場所で容器を密閉し保管する。日光から遮断すること。火気厳禁。
混触危険物質	: 強酸化剤、強塩基、強酸、火源の近くに保管しない。
安全な容器包装材料	: ガラス等

8 暴露防止及び保護措置

設備対策

: 屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、局所排気装置を設置する。
 取扱い場所の近くに、眼の洗浄および身体洗浄のための設備を設置し、その場所を表示する。
 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。

管理濃度 作業環境評価基準 許容濃度：

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH TLV-TWA
エタノール	設定されていない		1000 ppm
トルエン	20 ppm	50 ppm	20 ppm
o-キシレン	50 ppm	50 ppm	100 ppm
m-キシレン	50 ppm	50 ppm	100 ppm
p-キシレン	50 ppm	50 ppm	100 ppm
エチルベンゼン	設定されていない	50 ppm	100 ppm
スチレン	20 ppm	20 ppm	20 ppm
n-テトラデカン	設定されていない		
フタル酸n-ブチル	5 mg/m ³	5 mg/m ³	5 mg/m ³
フタル酸ジエチル ヘキシル	設定されていない		5 mg/m ³

保護具

呼吸器の保護具 : 有機ガス用防毒マスク、簡易防毒マスク、空気呼吸器等
 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
 眼の保護具 : 側板付き保護眼鏡(必要によりゴーグル型)
 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣、保護長靴
 適切な衛生対策 : マスク等の吸着剤の交換は定期又は使用の都度行う。

9 物理的及び化学的性質

製剤としてのデータがないため、融点以下のデータはエタノールについて記載する。

物理状態 : 液体
 色 : 無色
 臭い : 特異臭
 融点/凝固点 : -117°C
 沸点または初留点 : 約78°C
 可燃性 : データなし。
 爆発下限界及び爆発上限界 : 3.3%(下限)~19%(上限)
 引火点 : 12.8°C (タグ密閉式)
 自然発火点 : 371~427°C
 分解温度 : データなし。
 pH : データなし。
 動粘性率 : データなし。
 溶解度 : 水と任意の割合で混合する。
 溶媒に対する溶解性 : アセトン、ジエチルエーテル等、ほとんどの有機溶媒と任意の割合で混合する。
 n-オクタノール/水分分配係数
 log Po/w : -0.32
 蒸気圧 : 5.33 kPa (20°C)
 密度及び/または相対密度 : 0.81 (20°C)
 相対ガス密度(空気=1) : 1.6
 粒子特性 : 該当しない

10 安定性及び反応性

- 反応性 : 熱に不安定。移送時の流動、噴霧、漏れ等の際に静電気を発生しやすく、僅かな放電で引火する危険がある。
- 化学的安定性 : 熱に不安定。移送時の流動、噴霧、漏れ等の際に静電気を発生しやすく、僅かな放電で引火する危険がある。
- 危険有害反応可能性 : 酸化剤や過酸化剤との接触で火災や爆発を起こすことがある。
- 避けるべき条件 : 日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発火源、混触危険物質との接触
- 混触危険物質 : 強酸化剤、酸性化合物
- 危険有害な分解生成物 : 一酸化炭素、二酸化炭素など

11 有害性情報

- 急性毒性(経口) : 毒性未知成分が0.1%以上なので、分類できない。
- 急性毒性(経皮) : 毒性未知成分が0.1%以上なので、分類できない。
- 急性毒性(吸入：蒸気) : 毒性未知成分が0.1%以上なので、分類できない。
- 急性毒性(吸入：粉じん、ミスト) : データ不足
- 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 毒性未知成分が0.1%以上なので、分類できない。
- 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 眼区分2B+眼区分2の成分合計が99.2%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2Aに該当。
- (エタノール) : ウサギを用いた2つのDraize試験(OECD TG405)において中等度の刺激性(moderate irritating)と評価されている(SIDS,2005)。このうち1つの試験では、所見として角膜混濁、虹彩炎、結膜発赤、結膜浮腫がみられ、第1日の平均スコアが角膜混濁で1以上、結膜発赤で2以上であり、かつほとんどの所見が7日以内に回復したとの記載がある(ECETOC TR 48(2)(1998))。
- (トルエン) : ヒトへの影響として、誤って本物質を眼に掛けられた労働者が結膜の刺激性や角膜の損傷など眼上皮に一過性の障害を示したが、48時間以内に完全に回復したとの報告がある(EHC 52,1985)。
- 呼吸器感作性 : データ不足。
- 皮膚感作性 : 毒性未知成分を含有しているため、分類できない。
- (フタル酸ジブチル) : 動物実験ではフタル酸ジブチルは皮膚感作性を示していないが、ヒトのじれ英研究から陽性を示唆する結果(EU-RAR No.42(2003),EHC189(1997))があり、産衛学会勧告(2012)は皮膚感作性を第2群に、日本職業・環境アレルギー学会特設委員会(2004)は皮膚感作性有りに分類している。
- 生殖細胞変異原性 : 毒性未知成分を含有しているため、分類できない。
- (スチレン) : In vivoでは、マウス骨髄細胞の小核試験で陽性、陰性、ラット骨髄細胞及び末梢血リンパ球の小核試験、チャイニーズハムスター骨髄細胞の小核試験で陰性、マウス骨髄細胞の染色体異常試験で陰性、ラット骨髄細胞の染色体異常試験で陽性、陰性、チャイニーズハムスター骨髄細胞の染色体異常試験で陰性、マウス骨髄細胞及びラット末梢血リンパ球の姉妹染色分体交換試験で陽性、マウス骨髄細胞及びラット末梢血リンパ球を用いたDNA鎖切断試験で陽性又は陰性、マウス肝臓の不定期DNA合成試験で陰性である (NITE初期リスク評価書 (2007)、環境省リスク評価第13巻 (2015)、ATSDR (2010)、IARC 60 (1994)、IARC 82 (2002))。In vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験、小核試験、染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験でいずれも陽性、陰性の結果がある (NITE初期リスク評価書 (2007)、環境省リスク評価第13巻 (2015)、IARC 60 (1994)、IARC 82 (2002)、ATSDR (2010))。
- 発がん性 : エタノールが99.1% \geq 0.1%のため、区分1Aに該当。
- (エタノール) : エタノールはACGIHでA3に分類されている(ACGIH(7th,2012))。また、IARC(2010)では、アルコール飲料の発がん性について多くの疫学データから十分な証拠があることなどから、アルコール飲料に含まれるエタノールの摂取により、エタノール及び主代謝物であるアセトアルデヒドが食道などに悪性腫瘍を誘発することが明らかにされている。
- (エチルベンゼン) : IARC(2000)で2B、ACGIH(2001)でA3に分類している。

- (スチレン) : ヒトではスチレンばく露により白血病、リンパ腫などリンパ造血系腫瘍のリスク増加が指摘され、欧米の繊維強化プラスチック製造業の作業員、又はスチレン-ブタジエンゴム製造工場の作業員を対象としたコホート研究が多数実施されたが、リンパ造血系腫瘍のリスク増加を示唆する結果と過剰リスクはなかったとする結果の両方があり、腫瘍のリスク増加を示す結果は概して過剰は小さく、統計学的検出力が弱く、サブグループでのみ有意差が得られる場合もあった (IARC 23 (2002))。実験動物では、吸入経路ではラットを用いた1年間及び2年間ばく露試験の2試験において、最大1,000 ppmまでの用量ばく露によっても、腫瘍発生の増加はみられなかった (IARC 23 (2002))。一方、マウスを用いた2年間吸入ばく露試験では、20~160 ppmの用量範囲で肺胞/細気管支の腺腫の発生頻度の増加が、160 ppmでは加えて雌に肺胞/細気管支のがんの発生頻度の増加がみられた (IARC 23 (2002))。経口経路ではラットを用いた52週間又は78週間強制経口投与による2試験で、各々250 mg/kg/day、又は1,000 mg/kg/dayまでの用量投与で、いずれも腫瘍発生の増加はなく、飲水投与で250 ppmまでの用量を2年間投与した試験でも腫瘍発生の増加はみられなかった。これに対し、マウスを用いた78週間強制経口投与試験では低用量の150 mg/kg/day 群から、肺胞/細気管支の腺腫、及びがんの合計頻度の有意な増加が雄に、統計的に有意ではないが増加傾向が雌にみられた (IARC 23 (2002))。総じて、ラットでは発がん性の証拠はないが、マウスでは吸入、経口のいずれの経路でも肺腫瘍発生の増加が示唆された (IARC 23 (2002))。以上の結果より、IARCはスチレンばく露による発がん性に関して、ヒト、実験動物のいずれに対しても証拠は限定的であるとして、グループ「2B」に分類した (IARC vol. 23 (2002))。他の国際機関による分類結果としては、ACGIHが1997年以降「A4」 (ACGIH (7th, 2001)) に、NTPが2011年以降「R」 (NTP RoC (13th, 2014)) に、日本産業衛生学会が「2B」 (許容濃度の勧告 (2015)) にそれぞれ分類している。これらのうち、NTP Report on Carcinogens、第13版においても、IARC発行年以降の合成ゴム工場作業員を対象とした新しいコホート研究データなどが追加評価された結果としても、ヒトでのスチレンばく露による発がんの証拠は限定的とされている (NTP RoC (13th, 2014))。
- 生殖毒性 : エタノールが99.1% \geq 0.3%のため、区分1Aに該当。
- (エタノール) : ヒトでは出生前にエタノール摂取すると新生児に胎児性アルコール症候群と称される先天性の奇形を生じることが知られている。奇形には小頭症、短い眼瞼裂、関節、四肢及び心臓の異常、発達期における行動及び認知機能障害が含まれる (PATY (6th, 2012))。これらはヒトに対するエタノールの生殖毒性を示す確かな証拠と考えられる。なお、胎児性アルコール症候群は妊娠中に大量かつ慢性的にアルコールを飲んだアルコール依存症の女性と関連している。産業的な経口、経皮、吸入ばく露による胎児性アルコール症候群の報告はない。また、動物実験でも妊娠ラットに経口投与した試験で奇形の発生がみられている。
- (トルエン) : ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報告され (NITE初期リスク評価書 87(2006), IARC 71(1999))、また、1982~1982年にカナダで300例の奇形について行われた疫学調査の結果、芳香族溶媒、特にトルエンの職業ばく露歴を持つ女性の間では先天奇形増加のリスクが高かったことが報告されている (ACGIH, 2007)。さらに、溶媒のばく露を一定期間モニターされていた女性のコホートで自然流産の調査 (ケース・コントロール研究) が行われ、少なくとも週3回トルエンにばく露された女性の間で自然流産のオッズ比が増加し、トルエンばく露の危険性が示されたとの記載がある (IARC 71, 1999)。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌される」との記載がある (SIDS(J) (Access on Apr. 2012))。
- (p-キシレン) : CERi・NITE有害性評価書 No.62(2004)、CERiハザードデータ集 96-30③(1997)の記述から、マウスの催奇形性試験において、母動物毒性の示されない用量で胎児に口蓋裂の増加がみられている。
- (エチルベンゼン) : CERiハザードデータ集 96-41(1998)、SIDS(2005)、環境省リスク評価第1巻(2002)の記述から、マウス及びラットを用いた催奇形性試験において、母体毒性を示さない用量で胎児毒性(泌尿器の奇形)がみられている。
- (スチレン) : ラットの三世代繁殖試験において、F0に影響のない用量で、F1、F2に新生児期生存率低下がみられていること、さらに、ラットの発生毒性試験及び授乳期投与試験で母毒性のみられない用量で児動物に大脳セロトニンの減少、立ち直り反射及び聴覚反射の遅延など多くの行動的検査に異常がみられているとの記載がある (CERi・NITE有害性評価書 No.52, 2004)。
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分3(気道刺激性、麻酔作用)の成分合計が99.1%であり、濃度限界(20%)以上のため、区分3(気道刺激性、麻酔作用)に該当する。

(エタノール)	: ヒトの吸入ばく露により眼及び気道への刺激症状が報告されている。血中エタノール濃度の上昇に伴い、軽度の中毒(筋協調運動低下、気分、性格、行動の変化)から中等度の中毒(視覚障害、感覚麻痺、反応時間遅延、言語障害)、さらに重度の中毒症状(嘔吐、嗜眠、低体温、低血糖、呼吸抑制など)を生じる。さらに、呼吸または循環不全により、あるいは咽頭反射が欠如した場合には胃内容物吸引の結果として死に至ると記述されている(PATY(6th, 2012))。ヒトに加えて実験動物でも中枢神経系の抑制症状がみられている(SIDS,2005)。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: エタノールが99.1% \geq 10%のため、区分1(肝臓)に該当。エタノールが99.1% \geq 10%のため、区分2(中枢神経系)に該当。
(エタノール)	: ヒトでのアルコールの長期大量摂取はほとんど全ての器官に悪影響を及ぼすが、最も強い影響を与える標的器官は肝臓であり、障害は脂肪変性に始まり、壊死と線維化の段階を経て肝硬変に進行する(DFGOT vol.12(1999))との記載がある。また、アルコール乱用及び依存症患者の治療として、米国FDAは3種類の治療薬を承認しているとの記述がある(HSDB(Access on June 2013))。なお、動物実験では有害影響の発現はさほど顕著ではなく、ラットの90日間反復経口投与試験において、ガイダンス値範囲をかなり上回る高用量で肝臓への影響として脂肪変性が報告されている(SIDS(2005),PATY(6th,2012))。
誤えん有害性	: 動粘性率が不明のため、分類できない。
1 2 環境影響情報	
水生環境有害性 短期(急性)	: (毒性乗率 \times 100 \times 区分1)+(10 \times 区分2)+区分3が53.0%であり、濃度限界(25%)以上のため、区分3に該当。
(エチルベンゼン)	: 甲殻類(ベイシュリンブ) LC50=0.42mg/L,96h(NITE初期リスク評価書,2007)
(スチレン)	: 藻類(Pseudokirchneriella subcapitata) EC50=0.72mg/L,96h(CEPA(2003),環境省
(o-キシレン)	: 藻類(セネデスムス) ErC50=0.799mg/L,72h(環境省生態影響試験(1996),環境相リスク評価第10巻(2012))
(p-ジクロロベンゼン)	: 甲殻類(オオミジンコ) EC50=0.7mg/L,48h(NICNAS(2000),EU-RAR(2004),NITE初期リスク評価書(2005))
(フタル酸ジブチル)	: 魚類(イエローパーチ) LC50=0.35mg/L,96h(NITE初期リスク評価(2005),CEPA(1994),EU-RAR(2003),EHC 189(1997))
(フタル酸ジオクチル)	: 甲殻類(ミジンコ) EC50=0.133mg/L,48h(環境省リスク評価第1巻(2002),NITE初期リスク評価書(2005))
水生環境有害性 長期(慢性)	: (毒性乗率 \times 100 \times 区分1)+(10 \times 区分2)+区分3が6.2%であり、濃度限界(25%)未満のため、区分に該当しない。
生態毒性	: データなし。
残留性・分解性	: データなし。
生態蓄積性	: データなし。
土壤中の移動性	: データなし。
オゾン層への有害性	: 本製品はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。
1 3 廃棄上の注意	
残余廃棄物	: 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の条例に従うこと。 都道府県知事の許可を得た専門の廃棄物処理業者に委託処理すること。
汚染容器及び包装	: 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後に処分する。
1 4 輸送上の注意	
国際規制	
海上規制情報	: IMOの規定に従う。
UN No.	: 1170
Proper Shipping Name	: ETHANOL SOLUTION
Class	: 3
Packing Group	: II
Marine Pollutant	: Not applicable
航空規制情報	: ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	: 1170
Proper Shipping Name	: Ethanol solution
国連番号	: 1170
品名	: エタノール溶液
クラス	: 3
容器等級	: III
海洋汚染物質	: 非該当

Class	: 3
Packing Group	: II
国内規制	
陸上規制	: 国内法令の規定に従う。
海上規制	: 船舶安全法の規定に従う。
国連番号	: 1170
品名	: エタノール溶液
クラス	: 3
容器等級	: II
海洋汚染物質	: 非該当
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
国連番号	: 1170
品名	: エタノール溶液
国連分類	: 3
容器等級	: II
緊急時応急措置指針番号	: 127

1.5 適用法令

毒物及び劇物取締法	: 非該当
労働安全衛生法	: 名称等を表示又は通知すべき危険物及び有害物 別表第9 No.61(エタノール), 70(エチルベンゼン), 136(キシレン), 323(スチレン), 407(トルエン), 481(フタル酸ジエチルヘキシル), 479(フタル酸n-ブチル) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
化管法	: 非該当
化審法	: 優先評価化学物質(法第2条第5項)
消防法	: 危険物第4類引火性液体、アルコール類(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
船舶安全法(危規則)	: 引火性液体類(危機則第3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 (X類物質)(施行令別表第1) (Y類物質)(施行令別表第1) (Z類物質)(施行令別表第1) 危険物(施行令別表第1の4)
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質、優先取組物質(中環審第9次答申) 有害大気汚染物質(中環審第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
土壌汚染対策法	: 非該当
悪臭防止法	: 特定悪臭物質(施行令第1条)

1.6 その他の情報

引用文献等

ezCRIC 日本ケミカルデータベース株式会社
 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
 化学品安全管理データブック、化学工業日報社
 16918の化学商品、化学工業日報社(2018) 航空危険物規則書 第62版邦訳 等・他

記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがあるかもしれません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合は、出典等をよく検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願い致します。